

監査委員公表第 1 号

財政的援助団体の監査結果について
地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政的援助団体の監査を執行しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成 25 年 6 月 17 日

二宮町監査委員 善波八州治
二宮町監査委員 三橋 智子

1. 監査実施日と場所

期 日 平成 25 年 5 月 22 日(水)
場 所 二宮町社会福祉協議会 1 階会議室
【予備監査日】平成 25 年 5 月 21 日(火)

2. 監査を行った監査委員

監査委員 善波 八州治
監査委員 三橋 智子

3. 監査対象とした財政的援助団体名

二宮町社会福祉協議会

4. 監査の範囲

二宮町が交付した平成 24 年度補助金に係る出納事務の執行状況及び事業効果について

5. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料に基づき説明を受けた後、質疑応答をおこない監査を実施した。

6. 監査概要

二宮町社会福祉協議会は昭和 27 年に任意社会福祉協議会として発足、昭和 58 年に市町村社会福祉法人の法制化により、昭和 59 年に社会福祉法人格を取得した。

平成 23 年には事務所を保健センターから現在の場所に移転をして、二宮町における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動、地域福祉の推進を図ることを目的として活動をおこない現在に至っている。

主な事業は、福祉バスの運行等を行う社会福祉協議会運営事業、判断能力

が充分でない高齢者や障害者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスを行う地域福祉権利擁護事業、介護等に伴う住宅改修の理由書をケアマネージャーが作成する住宅改修支援事業、聴覚障害者の社会参加支援を行う手話通訳者等養成講習会事業、高齢者相互の親睦や健康維持増進、介護予防を図る地域ミニ・デイサービス事業、24時間高齢者世帯の安全を見守るシルバー緊急通報システム事業等を実施している。

また、障害者の就労支援として、福祉ワークセンターでは軽微な部品組み立て作業等を行う「かんな作業所」、町民センターでは軽食が食べられるともしひショップ「なのはな」の運営を行っている。

一方、社会福祉協議会の事業運営に必要な人件費や諸経費及び各種事業の経費については、会費や事業に伴う収入だけでは全てを賄いきれないため、町からの補助金を財源の一部として運営している。

よって社会福祉協議会は、民の立場と公共の立場という二つの側面を持っていることを念頭におき、町からの補助金や受・委託事業等について円滑に運営されているかどうかを確認するため監査を実施した。

7. 監査結果

- (1) 補助金については、社会福祉協議会運営の事務管理に必要な人件費や各種事業に充当されており、関係帳票類を確認したところ、正確に記帳され、収支報告書にも適正に計上されている。
また年度ごとに会計監査を実施し、その数値は公表している。よって補助金実績報告書や社協会計監査結果から総合的に判断すると補助金については適正に執行されているものと判断する。今後も引き続き適正な補助金の活用を図るように努められたい。
- (2) 内部統制における会計監査を実施する際には慣例にとらわれることなく、会計処理に精通した者の任命や外部監査を実施するなどにより、更なる透明性を確立されたい。また、社会福祉協議会自身でも、社会福祉法人自主点検表等を利用した監査体制の整備を図られたい。
- (3) 社会福祉協議会の事業運営においては、経費の見直しや基金の有効活用を図り、経営感覚をもって取り組まれたい。
- (4) 福祉バスについては、利用状況や利用者の意見を踏まえ効果的な運行を図るとともに利用に関する規程を整備し併せて利用に関する負担金等についても検討されたい。
- (5) 地域ミニ・デイサービス事業が介護福祉の分野で果たす役割は大きく、今後この事業を活用し、介護予防のさらなる充実を図ることが望まれる。

しかし、男性の福祉サービス利用が少ない現状となっており、男性の孤立が進んでいる。サロンなど環境づくりの整備を進めるとともに提供するサービスの質のチェックを行い、男性は勿論多くの方が事業に参加しやすいものとされたい。

(6) 緊急通報システム事業は、独居の方や高齢者の緊急事態等への対応で一定の成果と高齢者の安心を得ていることから更なる事業周知や利用促進を図られたい。

(7) 消耗品を購入する際には、複数の業者から見積書を徴取し検討した上で契約をするとともに充分な精査を行い、必要な時期に必要な量だけ購入し払出簿などにより適正な物品管理をおこない無駄な購入につながらないようにされたい。

また、ファイルなど事務用品のリサイクル使用にも心がけられたい。

(8) 職員数の増加に対応するため服務規程や給与規定等、各種規則や規程の早期整備に努められたい。

また、現状に合った組織体制の見直しを図り福祉サービスが円滑に提供されるようにされるとともに、町と情報の共有、連携をして利用者に頼られる組織とされたい。

以上